

氏名	有田 洋子		
学位の種類	博士（芸術学）		
学位記番号	博甲第 8741 号		
学位授与年月	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	戦後日本の教員養成大学・学部における美術教育学の 人的制度基盤の成立過程		
主査	筑波大学教授	博士（芸術学）	直江 俊雄
副査	筑波大学教授	博士（芸術学）	菅野 智明
副査	筑波大学教授	博士（芸術学）	石崎 和宏
副査	茨城大学特任教授	博士（美術）	金子 一夫

## 論文の内容の要旨

有田洋子氏の博士学位論文は、戦後日本の教員養成大学・学部における美術教育学の人的制度基盤の成立過程を3期に分けて検討しそれぞれの特徴を考察したものである。その要旨は以下のとおりである。

本論文は、序章・結章を含めて全11章から成る。序章では、戦後日本の美術教育学の学術的な形成において国立の教員養成大学・学部での美術科教育を担う人的配置の整備が重要な役割を果たしてきた背景を踏まえ、それを美術教育学の人的制度基盤として位置づけて教育政策や法的整備との関係から歴史的に明らかにすることを本研究の目的としている。そして、全国の教員養成大学・学部を研究対象として、第1期:師範学校が新制国立大学になった昭和24年から次期直前まで、第2期:教員養成大学・学部に学科目が導入された昭和39年から次期直前まで、第3期:大学院美術教育専攻が最初に設置された昭和43年からその全国設置が完了する平成11年まで、の三つに時期区分し、それぞれの時期における分析観点を示している。

第一章では、戦後の教員養成大学・学部に関わる教育政策の展開を概観しつつ、師範学校から教員養成大学・学部への美術関係教官の移行状況を示し、全国の大学美術関係学科目の整備過程について特徴的な3類型を抽出して検討している。そして、昭和40年代からの大学院教育学研究科設置と美術教育専攻設置を比較しながら両者の推移を明らかにしている。

第二章から第七章では、全国の教員養成大学・学部を8地域(第2章:北海道・東北地方、第3章:関東地方、第4章:中部地方、第5章:近畿地方、第6章:中国・四国地方、第7章:九州・沖縄地方)に区分し、それぞれの地域における美術関係教官の配置状況を詳細に記述している。各地域とも第1期に

関しては、全体として師範学校の美術関係教官が国立の教員養成大学・学部へほぼ移行しているものの、東京学芸大学や横浜国立大学、大阪学芸大学、広島大学などでの移行が難航したことを指摘している。第2期に関しては、教員養成政策が教養教育重視から徐々に教職の専門性重視へと転換していく過程での各大学に設置された学科目の種類と学科目「美術科教育」設置時期およびその人的配置の状況を示している。特に学科目「美術科教育」の配置では、多くが在職教官の所属移動によって充足されていることを指摘している。第3期に関しては、各大学院美術教育専攻が設置された時期における美術科教育担当教官を特定している。さらに、3期約50年間の各大学の美術教官勤務表を作成している。

第八章では、島根大学と岡山大学を事例分析し、双方の美術講座における教官の配置過程を対比して詳述している。地域密着型の小規模大学である島根大学では学科目や大学院の設置が遅れ、それに対して特設美術が設置された規模の大きい岡山大学では大学院の設置が先行し、美術専門の教育が目指されていたとしている。また、岡山大学では、学科目設置前から特定教官が美術科教育関係授業を主に担当しており、学科目制度発足と同時に学科目「美術・工芸科教育」が設置され、大学院設置が先行する背景となっていたことを考察している。

第九章では、美術科教育を担う教官の配置に対象を絞り、学科目・大学院設置に伴う配置の推移を継続・所属移動・新規採用の3分類と、配置された教官の学術的背景の4分類を指標として分析している。さらに、大学院設置後に自校出身者の配置比率が相対的に高まっている点を指摘している。

結章では、第1章から第9章までの内容を総括するとともに、今後の研究課題について論じている。まず、美術科教育専門の制度化は師範学校から新制国立大学へ移行した時期では明確には認められず、学科目「美術科教育」の導入と、大学院美術教育専攻設置によって実現し、人的制度基盤の実質的な充実が進んだとしている。また、大学院美術教育専攻の設置は昭和40年代の特定大学設置方針から昭和53年頃の全国設置への政策転換の影響が大きく、それに伴って人的配置が進展したことを指摘している。さらに、学科目「美術科教育」設置時にはその人的配置が在職教官の所属移動によってされていたが、大学院設置時には新規採用によって人的配置がされるようになり、それによって徐々に美術教育学の専門性が問われることになり、学術的な形成に寄与したことを指摘している。一方、今回の研究対象から外れた新構想教育大学等での美術教育学の人的配置の明確化や、美術教育学の人材養成に対する美術教育関係学会の寄与についての検討は残された今後の課題としている。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

著者が本論文で戦後日本の美術教育学の人的配置という制度的視点から美術教育学の基盤形成の一側面を照射し、全国の国立教員養成大学・学部における美術教育学の制度的整備状況を史実として体系的に提示したことは高く評価できる。特に、研究対象とした全国の国立教員養成大学・学部への悉皆調査から得た約50年間にわたる膨大な資料を丹念に整理して体系化し、美術教育学の人的制度基盤の系譜として明らかにした点は、独自の貢献として特筆される。さらに、本論文は日本の美術教育学の学術的な成立過程を解明するための制度史的根拠を提示するものであり、今後の美術教育学の学術的基盤形成に関する発展的研究における基礎的知見として意義があるとともに、将来、教科教育学全体の学術的基盤形成の研究の進展に資するものと期待される。

平成30年1月15日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(芸術学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。